参考資料２

がん登録等の推進に関する法律に基づく審議会等の設置について

１　設置の趣旨

　「がん登録等の推進に関する法律（平成２５年法律第１１１号）」（以下「法律」という。）において、法令等に定める事項については、法律第１８条第３項に基づく審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の意見を聞かなければならないとされている。

　大阪府においては、厚生労働省疑義解釈（Ｈ２７．１０．１３）により、審議会等については、必ずしも新たに立ち上げる必要がなく、既存組織の活用も可能とされていることから、大阪府がん対策推進条例１７条に基づき設置している「大阪府がん対策推進協議会がん登録等部会」を審議会等に位置づけ、活用する。

２　審議事項

　（１）がん登録等の情報の利用及び提供

　（２）都道府県がんデータベース

　（３）知事の権限及び事務の委任

３　委員について

　部会では、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者、個人情報の保護に関する学識経験のある者（法律第１８条第３項）、がん罹患経験者等により構成する。